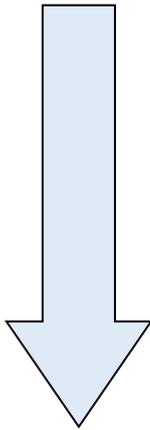


物件の媒介を希望する宅地建物取引業者の方へ

「空き家バンク制度」による物件の媒介の流れ

1. 登録



「岬町空き家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）」に以下の書類を添付して提出してください。

- ①宅地建物取引業者免許証（写）
 - ②重要事項説明書（見本）
 - ③法人税、所得税、消費税、地方消費税の納税証明書「その3」、法人市町村民税、市町村民税、岬町固定資産税納税の完納証明書。ただし、税その他の給付状況について町が調査することに同意した場合は、岬町税に関する完納証明書は添付不要。
 - ④その他、町長が必要と認めるもの
- ※1 媒介業務が売買の場合は土地・建物用及び区分所有用のもの、賃貸借の場合は賃貸借用のものが必要です。
- ※2 岬町に納税義務がない固定資産税の証明については不要です。

2. 事業者情報の発信

登録した事業者情報を町のホームページや窓口で発信します。

3. 空き家等の所有者等と契約

空き家等の所有者等と、物件の媒介の契約を締結してください。

4. 物件情報の発信

契約を締結した物件の情報発信に努めてください。

5. 売買・賃貸借の契約の媒介

空き家等の所有者等と購入・賃借希望者間の売買・賃貸借の契約を媒介してください。

6. 結果報告

契約成立後、すみやかに「岬町空き家バンク媒介等結果報告書（様式第13号）」を提出してください。